

第 74 号議案（議員提出議案）

島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する  
条例の一部を改正する条例について

島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 月 15 日提出

提出者 島本町議会議員

すえおか	友	行	月	足	まさや			
河	上	り	さ	東	まさき			
清	水	貞	治	福	嶋	保	雄	
中	田	み	どり	永	山	優	子	
川	嶋	玲	子	野	口	日	利	美

提案理由

令和 7 年人事院勧告の給与に関する勧告の内容に鑑み、改正  
するもの。



島本町条例第　　号

島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部を改正する条例

第1条　島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
(昭和35年島本町条例第93号)の一部を次のように改正す  
る。

第7条第2項中「100分の222.5」を「100分の2  
42.5」に改める。

第2条　島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の242.5」を「100分の2  
32.5」に改める。

附　　則

(施行期日等)

第1条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の  
規定は、令和8年4月1日から施行する。

2　第1条の規定による改正後の島本町議会議員の議員報酬及び  
費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」とい  
う。)の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

第2条　令和7年12月1日からこの条例の施行の日の前日まで

の間において、第1条の規定による改正前の島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定に基づく期末手当の内払とみなし、その差額があるときは、その差額は、同条の規定の施行の日以後の最初の議員報酬の支給日に支給する。